

〔④の別紙〕 源泉徴収票から住民税を計算する方法について

源泉徴収票のどこを見れば何がわかる、そこから住民税の計算ができれば、授業料の無償化の制度を使えるのか確かめることができそうです。

年収から住民税を計算する方法！ 源泉徴収票の記載内容のどこを見る？

住民税は、前年の所得の状況に応じて課税されます。（「前年課税」といいます。）

会社員（給与所得者）の場合、前年の所得の状況は源泉徴収票に記載され、それと同じ内容を記載したものが住所地の市区町村の税務課等に送られ、それをもとに住民税が計算されます。

ですから、手元に源泉徴収票があり、そこに記載されている金額の内容を理解できれば、翌年度に課されるおおよその住民税額が把握できることになります。

住民税の申告とは？ 賦課課税方式で計算

会社勤めの方や自営業者、アパート・マンション経営をされている方は、特に「住民税の申告をした」という意識はないと思います。

通常、会社勤めの方は年末調整を受けることで住民税を申告したことになります。

自営業者、アパート・マンション経営をされている方であれば確定申告と同時に「住民税の申告をした」と同じ取扱いを受けるためです。

このようなシステムを「賦課課税方式」と言いますが、地方自治体等が源泉徴収票や確定申告書に記載されているデータをもとに税額を計算する課税の仕組みのことで

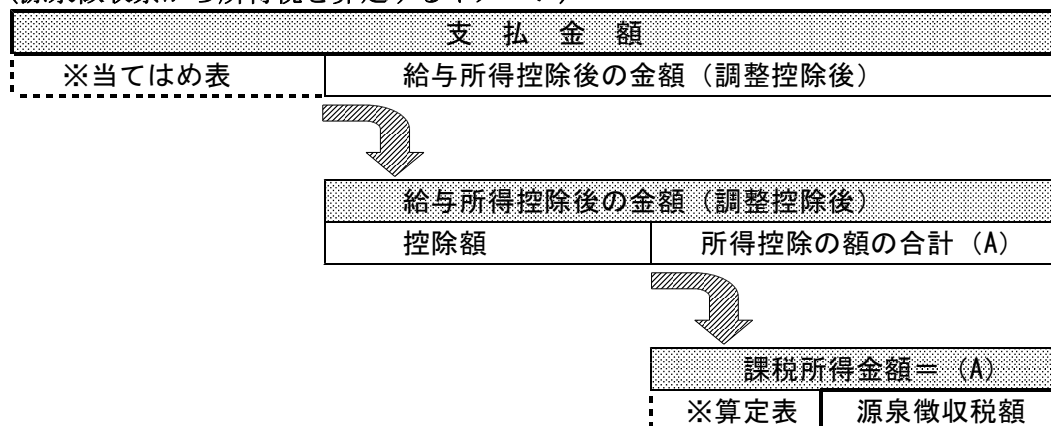
つまり、会社勤めの方であれば源泉徴収票の記載内容をもとに住民税が計算されることになるんです。

住民税額の計算の仕組み

所得税の計算も住民税の計算も、税の計算の仕組み自体にそれほど変わりはありません。

つまり、収入から必要経費を差し引き所得金額をもとめ、所得から所得控除を差し引き課税所得金額をもとめ、税率（住民税の所得割の税率は 10 %と一律）をかけて住民税額をもとめます。

(源泉徴収票から所得税を算定するイメージ)



源泉徴収票はどこに何が記載されている？ 住民税計算に必要な項目は？

源泉徴収票の記載内容と、住民税の計算の際にどのような数値に置き換わっているのか、下記の記載例を使って解説します。（記載例のため源泉徴収票の詳細は省略します）

（源泉徴収票）

住所 又は 居所				
	氏名			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	5,870,000	4,254,400	2,076,110	122,800
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除の額 380,000 (配偶者所得 0円) ・控除対象扶養親族(その他1) ・社会保険料等の金額 836,110 				

住民税の計算方法

収入金額から必要経費を差し引き所得金額を計算します

この源泉徴収票の記載例では、収入金額は 587 万円で、給与所得控除後の金額は 425 万 4400 円です。

つまり、実際にもらった総収入の額（会社からすれば支払金額）から必要な経費を差し引いて、税金の対象とする額（給与所得後の金額）を最初に求めます。この計算は、次の表に当てはめて計算できます。

給与の収入額（支払金額） (A)	給与所得の金額（給与所得控除後の金額（調整控除後））		
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,074,000 円		
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満切り捨て) 円	B	B × 2.4 + 100,000 円 円
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満切り捨て) 円		B × 2.8 - 80,000 円 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満切り捨て) 円		B × 3.2 - 440,000 円 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円 円		

給与所得をもとめる速算表 (出典：国税庁資料より)

だから、

$$\leftarrow 587 \text{ 万円} \div 4 = 146 \text{ 万 } 7000 \text{ 円} \quad (\text{※ この段階で } 1000 \text{ 円未満端数切捨て})$$

$$\leftarrow 146 \text{ 万 } 7000 \text{ 円} \times 3.2 - 44 \text{ 万円} = 425 \text{ 万 } 4400 \text{ 円}$$

となり、この額から何も控除するものがなければ、そのまま課税対象額になります。

(注意) 年収 850 万円超の方は所得金額調整控除の適否が影響

給与収入額が 850 万円以上に該当される場合は、ここもお読みください。

2020 年から給与収入が 850 万円超の居住者で、かつ、次のいずれかの要件に該当する人は所得金額調整控除が適用されるので、その点も考慮する必要があります。

- ① 納税者本人が特別障害者
- ② 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

です。(給与所得者でもあり、公的年金受給者でもある場合にも、所得金額調整控除が影響してくるが、住民税を源泉徴収票の
年収から計算するというここでの趣旨とあわないので割愛します)

計算式は

(給与等の収入金額 - 850 万円) × 10 % となるという算式となるため
給与等の収入金額の上限は 1000 万円である場合は
(1000 万円 - 850 万円) × 10 % = 15 万円 と算定され、この所得金額調整控除が
上記の給与所得金額からさらに差し引かれます。

この税制改正は令和 2 年以降の源泉徴収票のフォーマットにも影響し、源泉徴収票の二段目の記載内容が給与所得控除後の金額と(調整控除後)と二段書きになっているのはこのためです。

したがって、この記載例では年収 587 万円なので、所得金額調整控除の影響を受けませんが、年収 850 万円超の方の場合、所得金額調整控除の適用の有無が住民税の計算にも影響するので考慮する必要があります。

所得税の所得控除額より、住民税の所得控除額の方が小さい

記載例に戻ります。この記載例の所得税の所得控除額は 207 万 6110 円となっています。

一方、住民税の所得控除額は 192 万 6110 円となります。これは所得税の所得控除額より、住民税の所得控除額の方が小さいためです。(控除額の比較は②の別紙のとおり)

この記載例で、所得税の所得控除と住民税の所得控除額が相違している箇所は以下のよう内容です。

配偶者控除は所得税の所得控除額が 38 万円なのに住民税の所得控除額は 33 万円です。
扶養親族の控除は所得税の所得控除額が 38 万円、住民税の所得控除額は 33 万円です。
基礎控除も所得税の所得控除額が 48 万円なのに住民税の所得控除額は 43 万円です。

なお、この記載例にはありませんが、生命保険料控除は所得税の所得控除額の 70 % (最高 7 万円まで)、地震保険料控除は所得税の所得控除額の 50 % (最高 2 万 5000 円まで)というように、総じて住民税の所得控除の方が所得税の所得控除より低くなっています。

以上をまとめると、この記載例に関連する所得控除は以下のようになります。

〈所得税の所得控除の種類と内訳〉

社会保険料控除	836,110
生命保険料控除	0
地震保険料控除	0
配偶者控除	380,000
特定扶養控除	0
扶養控除	380,000
基礎控除	480,000
所得控除後の合計	2,076,110



〈住民税の所得控除の種類と内訳〉

社会保険料控除	836,110	
生命保険料控除	0	
地震保険料控除	—	
配偶者控除	330,000	▲ 5万円
特定扶養控除	0	
扶養控除	330,000	▲ 5万円
基礎控除	430,000	▲ 5万円
所得控除後の合計	1,926,110	▲ 15万円

▲は、控除額の違いによる差額を示しています。

最終的な住民税の税額はどう計算される？

それでは、所得から所得控除を差し引き課税所得金額を求め、税率を課す計算をします。

■ 所得税の課税所得の計算は、
 $425 \text{ 万 } 4400 \text{ 円 (所得金額)} - 207 \text{ 万 } 6110 \text{ 円 (所得控除額)}$
 $= 217 \text{ 万 } 8000 \text{ 円 (1000 円未満切捨て)}$

■ 所得税の税額計算は、
 $217 \text{ 万 } 8000 \text{ 円 (課税所得金額)} \times 10\% - 9 \text{ 万 } 7500 \text{ 円 (超過累進税率)}$
 $= 12 \text{ 万 } 300 \text{ 円}$
 $12 \text{ 万 } 300 \text{ 円} \times 102.1\% \text{ (復興特別税考慮)} = \underline{12 \text{ 万 } 2800 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}}$
 であるのに対し、

■ 住民税の課税所得の計算は、
 $425 \text{ 万 } 4400 \text{ 円 (所得金額)} - 192 \text{ 万 } 6110 \text{ 円 (所得控除額)}$
 $= 232 \text{ 万 } 8000 \text{ 円 (1000 円未満端数切捨て)}$

■ 住民税の税額計算は、
 $232 \text{ 万 } 8000 \text{ 円 (課税所得金額)} \times 10\% \text{ (個人住民税の所得割の税率)}$
 $= 23 \text{ 万 } 2800 \text{ 円}$
 $23 \text{ 万 } 2800 \text{ 円} + 5000 \text{ 円 (個人住民税均等割額。自治体によって異なる)}$
 $= \underline{23 \text{ 万 } 7800 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}}$

源泉徴収票の記載内容が理解できれば、住民税は計算できる！

このように算定されたおおよそ 24 万円の住民税が翌年の 6 月から翌々年の 5 月にわたって、勤務先の給与から自動天引きされます

もちろん、所得税の所得控除額より、住民税の所得控除額の方が小さいことを考慮し、実際の住民税の計算では調整控除額を用いる市町村が多いので、資産のと通りの額になるとは限りません。

要するに、住民税は前年の所得の状況に応じて課税されるのが基本ですので、今年の所得の状況が把握できれば翌年度の住民税額が計算できるということになります。